

# 令和5年度 養護教諭基本研修

## 学校歯科保健活動の実際

令和5年11月15日(水)



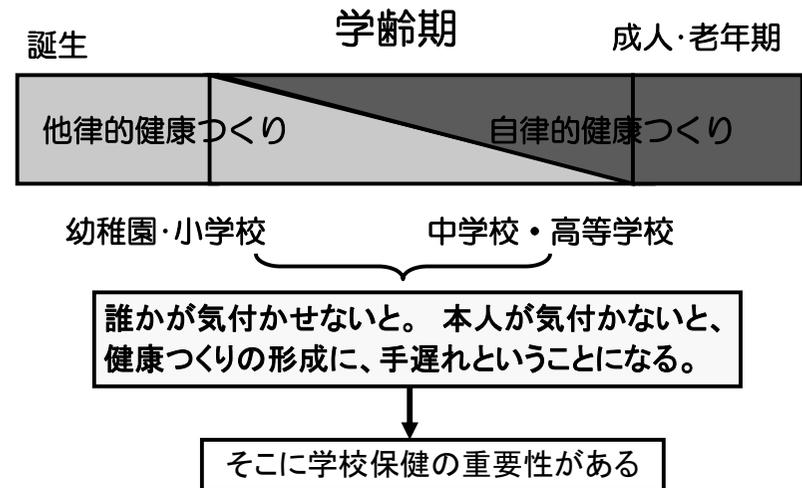
福岡県学校歯科医会

常務理事 石川毅彦

### これからの健康教育

自律的な健康づくりをめざした「生きる力を育む」という観点からの教育

## 学校（歯科）保健の重要性と位置付け



## 「生きる力」と学校歯科保健活動

### 生きる力

自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力

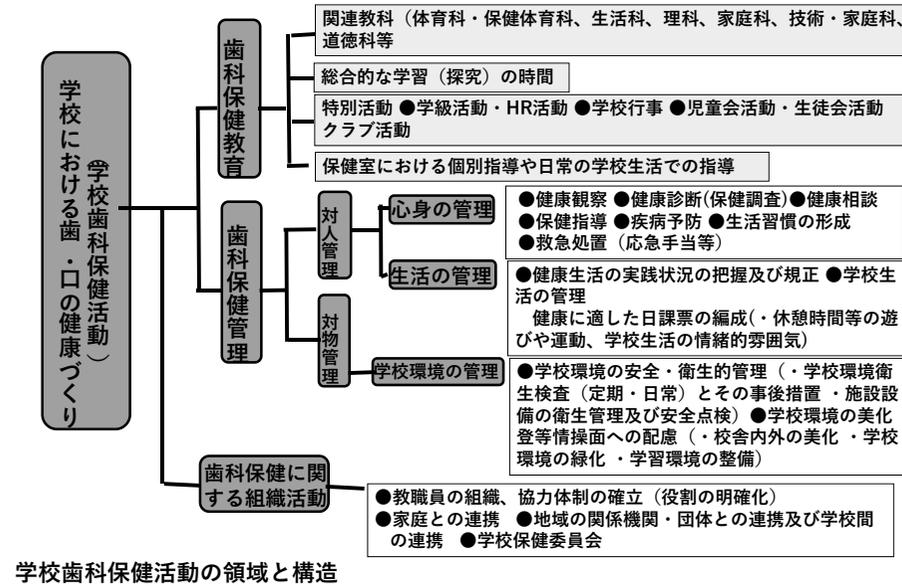
自らを律しつつ、他人と協議し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力

### 歯科保健活動

健康課題は目で見える  
原因と結果の学習が容易  
解決行動は容易で日常的

健康行動は自らを律すること  
学級での共有化がしやすい  
感動する題材がある

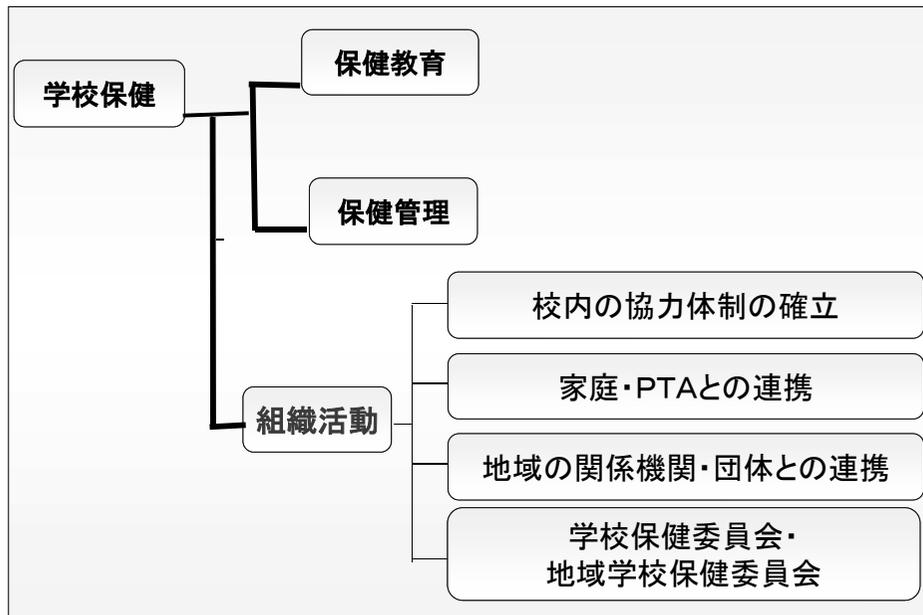
## 2-1. 学校保健の中の学校歯科保健教育の位置付けを理解する



## 学校保健の3本柱

- ①保健教育：健康の保持増進を図るのに必要な知識と実践  
力の獲得 保健体育の授業 保健指導
- ②保健管理：学校教育活動に必要な保健安全的配慮  
対人管理・健康診断による児童生徒の健康状態の把握  
事後措置による健康状態の改善と向上  
対物管理・健康保持に必要な施設、設備並びに環境の管理
- ③組織活動：学校保健委員会。教職員、家庭、地域の連携による学校保健の充実

## 学校歯科保健における「組織活動」



## 学校歯科医の学校歯科保健における役割を理解する

### 1) 学校保健安全法

第1条：「(前略)児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し、必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。」

第23条：学校には、学校医を置くものとする。

- 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

## 学校歯科医の職務（学校保健安全法施行規則）

第23条：学校歯科医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
  - 2 法第8条の健康相談に従事すること。
  - 3 法第9条の保健指導に従事すること。
  - 4 法第13条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。
  - 5 法第14条の疾病の予防処置のうち齲歯その他の歯疾の予防処置に従事し、及び措置に関し必要な指導と助言を行うこと。
  - 6 市町村の教育委員会の求めにより、法第11条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。
  - 7 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。
- 2 学校歯科医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校歯科医執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

## 1. 定期健康診断の意義を理解する

健康診断は学校歯科保健の中核となっている

学校保健安全法：  
学校歯科医が学校歯科保健活動を行う上での法的根拠

学校保健安全法 平成21年4月1日施行

第1条(目的)：この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

健康診断結果を分析し、適切な事後措置を実施して初めて、上記学校保健安全法の目的達成において、学校歯科医が役割を果たしたことになる。

H21

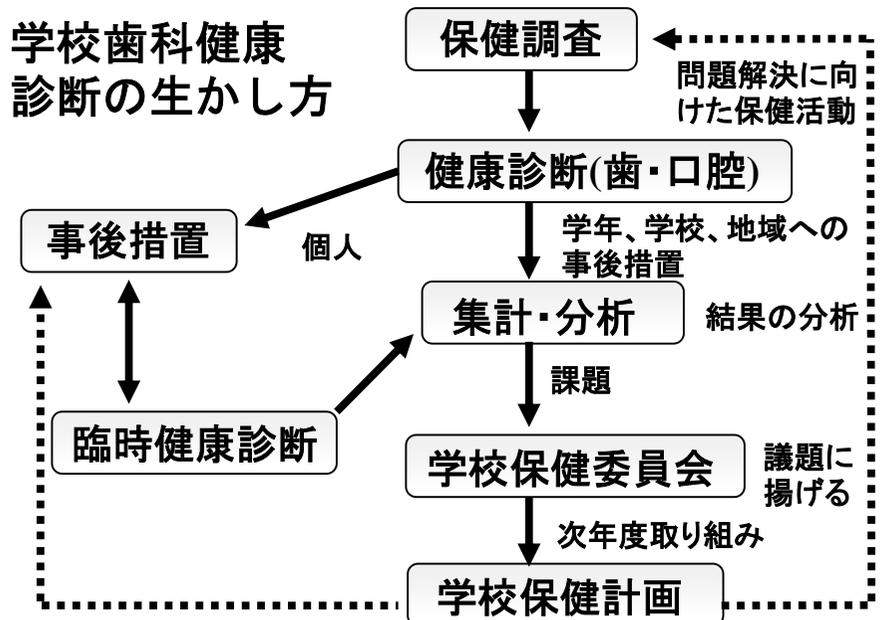
## 3. 歯・口腔の健康診断を理解する

- \* 学校歯科健康診断は、健康の保持増進を目的として、教育的なねらいをもって、適切な事後措置を行う必要のある児童生徒を選ぶこと。確定診断ではない。
- \* スクリーニング(ふるい分け診査)によって「健康」、「定期的な観察が必要」、「専門医(歯科医師)による診断が必要」に区分する。

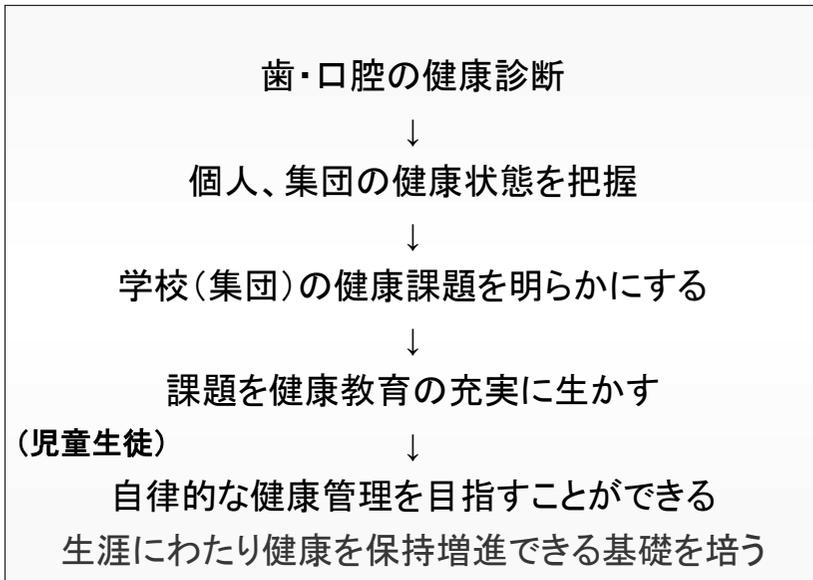


- (1) 保健指導や予防措置によって健康増進を図る段階 →「健康」：0
- (2) 引き続き観察下において積極的な保健指導と予防処置の組み合わせを行うことにより、疾病の状態に進行させないことが可能な段階 →「定期的な観察が必要」：1
- (3) 医療機関により状態の診断を受け、臨床的な対応が必要な段階 →「専門医(歯科医師)による診断が必要」：2

### 学校歯科健康診断の生かし方



## 健康診断の目的



## 学校歯科健康診断の目的

### 健康診断の目的

学校という教育の場で行われる歯・口の健康診断は、「保健管理」と「保健教育」の一環として行われるものであり、単に疾病や異常の発見だけでなく、児童生徒が自分の健康状態を知り、健康増進をめざす糸口となることを、目的とする。

### 「スクリーニング」と「保健教育」 ポイント

健康であるかどうかのスクリーニング(ふるい分け診査)であり医学的な立場からの確定診断を行うものでない。**事後措置(指導)・保健教育が大事である**

学校歯科健康診断は、教育的なねらいを持った適切な事後措置(治療勧告、保健指導、経過観察、健康相談)を行う必要のある児童生徒を選び出し健康の保持増進を図ること・・・スクリーニング

「健康の価値や健康を自ら維持する力を育て手助けをする」というヘルスプロモーションの視点を持った保健教育としての対応が必要。

氏名		性別		生年月日			歯式		歯の状態		その他の疾病及び異常		学 校 名	校 種	年 級	後 援 団 体
姓	名	男	女	年	月	日	乳 歯	永 久 歯	乳 歯	永 久 歯	乳 歯	永 久 歯	所	種	級	団 体
年	年	類	歯	肉	肉	肉	肉	肉	肉	肉	肉	肉	所	種	級	団 体
前	度	部	合	意	態	態	態	態	態	態	態	態	見	日		
10	9	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

抽査票コード番号      学校コード番号      <大集計> 中学校の状況  
 ( 福 北 ) 市・町・村立( 文 科 ) 中 学 校

項目	人数	割合
乳歯	10	20%
永久歯	20	40%
乳歯欠損	10	20%
永久歯欠損	10	20%
その他	10	20%

## 学校歯科医所見欄

- \* 歯肉の状態を診査して要観察「1」の場合必ず GOと記入
- \* 歯肉の状態を診査して要精密検査「2」の場合必ず Gと記入
- \* 歯石の沈着が認められるが、歯肉の炎症が認められない場合Gとせず、「0」と判定し「歯石沈着」あるいはZSと記入
- \* 歯式のなかにCOがあれば必ず COと記入
- \* 歯式のなかに要注意乳歯があれば 要注意乳歯と記入
- \* 矯正治療中の場合は 矯正治療中と記入

## 歯・口腔の健康診断と事後措置

学校保健安全法施行規則の一部改正について(通知)  
今回改正の趣旨及び概要

[4]その他の健康診断の実施に係る留意事項

3. 事後措置について

疾病異常が認められず、健康と認められる児童生徒についても、事後措置として健康診断結果を通知し、当該児童生徒等の健康の保持増進に役立てる必要があること

- ・事後措置とは、健康診断結果から子供の課題を解決するために行う措置。
- ・定期健康診断結果のお知らせは子供及び保護者に21日以内にその結果を通知し、適切な措置をとらねばならない。
- ・医学的措置と教育的措置がある。

H28

## 健康診断の基準を理解する

### 検査の信頼性向上のためには

- (1)判定基準の統一: 基準を知り遵守、健康診断前に打合せ(迷ったら軽度の方へ)
- (2)情報収集: 保健調査票の活用、前年度の記録チェック、データ分析
- (3)環境整備: 記録者の教育、健康診断前の清掃、照明、清潔と不潔

## 学校での健康診断基準(歯)

\* C : 視診で確認できるう窩がある

\* CO: う蝕の初期病変の兆候がある

(1)小窩裂溝において、エナメル質の実質欠損は認められないが、褐色、黒色などの着色や白濁が認められるもの

…学校歯科医の所見欄に「CO」

(2)平滑面において、脱灰を疑わしめる白濁や褐色斑等が認められるがエナメル質の実質欠損(う窩)の確認が明らかでないもの

…学校歯科医の所見欄に「CO」

(3)「CO要相談」の新設… ☆学校歯科医の所見欄に「CO要相談」

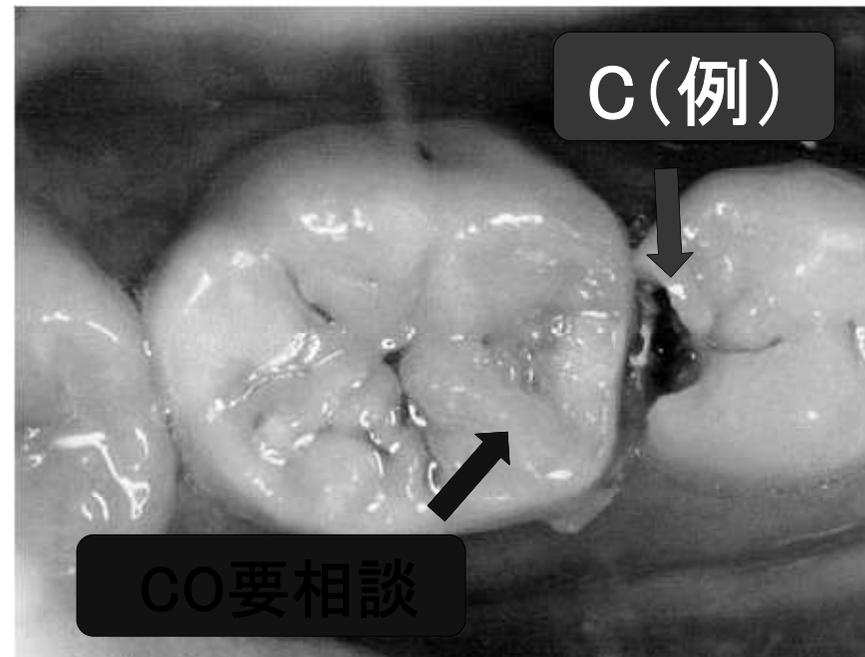
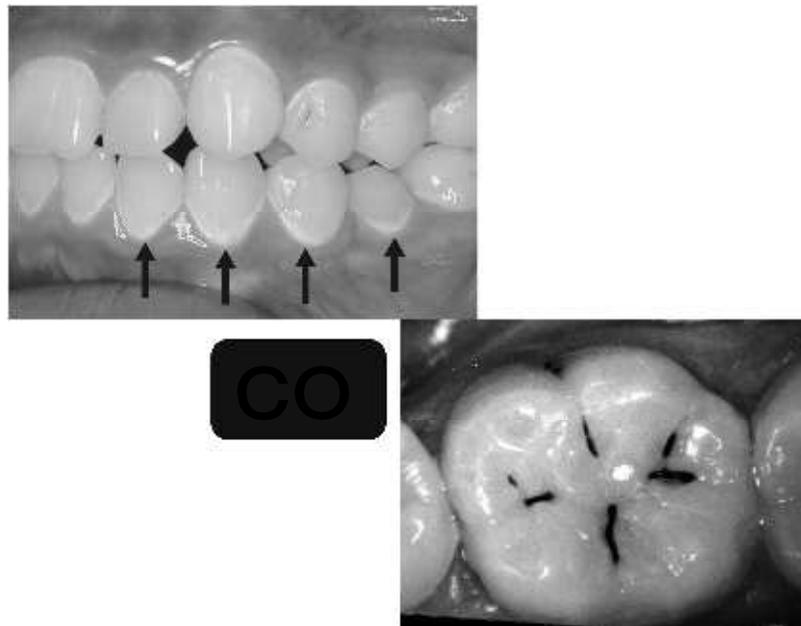
隣接面や修復物下部の着色変化、(1)や(2)の状態が多数認められる場合等、地域の歯科医療機関との連携が必要な場合が該当する。学校歯科医の所見欄に特にCO要相談と記入。

\* 健全: 異常なし

\* CO、シーラント処置歯は統計上では健全歯として扱う。

H28

CO症例（歯・口腔の健康診断パネルから）



CO検出の意義

COでは、ただちに歯を削り処置歯にするのではなく

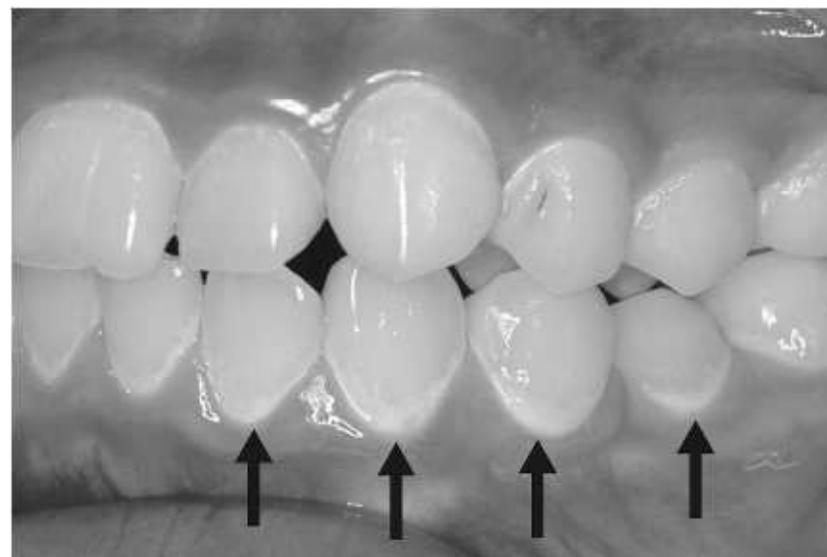
児童生徒にCOの理解を深め、適切な保健教育・保健指導を行うことにより

児童生徒が自ら、う蝕に進行することを予防し抑制を図ること

児童生徒自身が生活習慣を見直し、自分の健康は自分で守る意欲を育てるとい健康教育の教材として活用することが有益である

学校歯科医(専門的立場)は学校保健教育に参加する  
学校歯科医の役割と留意点

● CO症例





## 歯周疾患の診査とGO・G

### 歯周疾患の診査方法と判定

#### 健康診断票への記録方法

##### ①歯肉の状態の欄

前歯部を主に視診によって観察し、結果は次の3段階で記入

- 0. (異常なし) 歯肉に炎症のない者
- 1. (要観察) 歯肉に軽度の炎症症候が認められる者で定期的な観察が必要な者  
(注意深い歯の清掃を行うことによって炎症症候が消退する程度の歯肉炎)
- 2. (要精検) 歯科医師による診断が必要な歯周疾患の認められる者(歯肉炎、歯周炎の診断と治療を要する程度の歯周疾患のある者)

### GOの事後措置①

#### 概念

GOを有する者は、口腔清掃不良で歯垢の付着があり、歯肉に軽度の炎症がある者である。

このまま不良な口腔状態を放置すると歯垢は石灰化し歯石となり、ブラッシングでは除去困難となる。また、歯肉の炎症はさらに進行し、付着喪失や歯槽骨吸収を伴う、より重症な歯周疾患に移行する。

これを防止するために、ブラッシング指導を適切に行い歯垢除去を図れば、炎症は改善する。

このことが歯肉炎から歯周炎に悪化することを予防すると同時に、歯肉炎そのものの治療にもなる。

■

#### 歯肉炎 (GO)



初診時

6ヶ月後



## 健康診断結果の分析と評価を行い、 健康課題への対応計画を提示できる

分析評価しなければならないのは個人の問題だけではない。学級、学年、学校の状態を分析評価し、指導の計画立案や学校での説明指導に役立てる。単年度だけでなく経年的変化や、当会の学校歯科保健統計や地域、県、国のデータと比較する必要がある。

### 歯・口の健康診断の分析項目

- (1)一人平均DMF歯数
  - (2)DMF者率
  - (3)CO所有者率
  - (4)GO所有者率
  - (5)G 所有者率
  - (6)(G+GO)所有者率
  - (7)処置完了者率(乳歯+永久歯)
  - (8)未処置歯を持っている者の率(乳歯+永久歯)
  - (9) カリエスフリー(乳歯+永久歯)
- (カリエスフリー(乳歯+永久歯)は数値が高いほど良好な状態)

## 健康診断結果の分析と評価

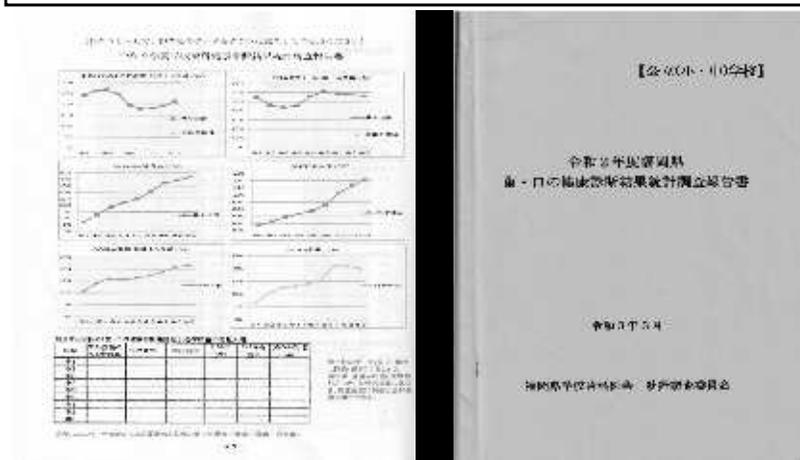
健康診断結果は経年的推移、各種評価のために児童生徒の卒業後5年間保管する必要がある。

学校歯科保健関係者は、科学に携わっている者であり、それゆえに科学的根拠に基づく統計資料を作成し、それにより評価判断を行い、適切な学校歯科保健活動をすすめる必要がある。

地域における学校の健診結果集計データ  
(県市町村単位など)  
文部科学省全国学校保健統計調査速報

## 学校歯科健康診断結果統計調査値

福岡県・歯科健康診断結果  
(カリエスフリー、むし歯経験者率、DMFT、GO者率、G者率)



未処置歯のある者の率(乳歯+永久歯)  
処置完了者率(乳歯+永久歯)

文部科学省学校保健統計調査速報値

1. 未処置歯のある者:乳歯においては未処置歯、永久歯においては未処置歯、又は喪失歯のいずれかを1本でも有する者

2. 処置完了者:乳歯、永久歯いずれもすべての処置を完了している者

\* 未処置歯数(乳歯+永久歯)・喪失歯数(永久歯)と処置歯数(乳歯+永久歯)が共に0の者は処置完了者には該当しない

\* 未処置歯(乳歯+永久歯)・喪失歯(永久歯)が存在する場合、処置完了者には該当しない。

\* 要注意乳歯は集計の対象としない

## お願い

文部科学省が出しているデータや本調査の県平均値・市町村地区平均値のデータと自分の担当している学校のデータを比較し、

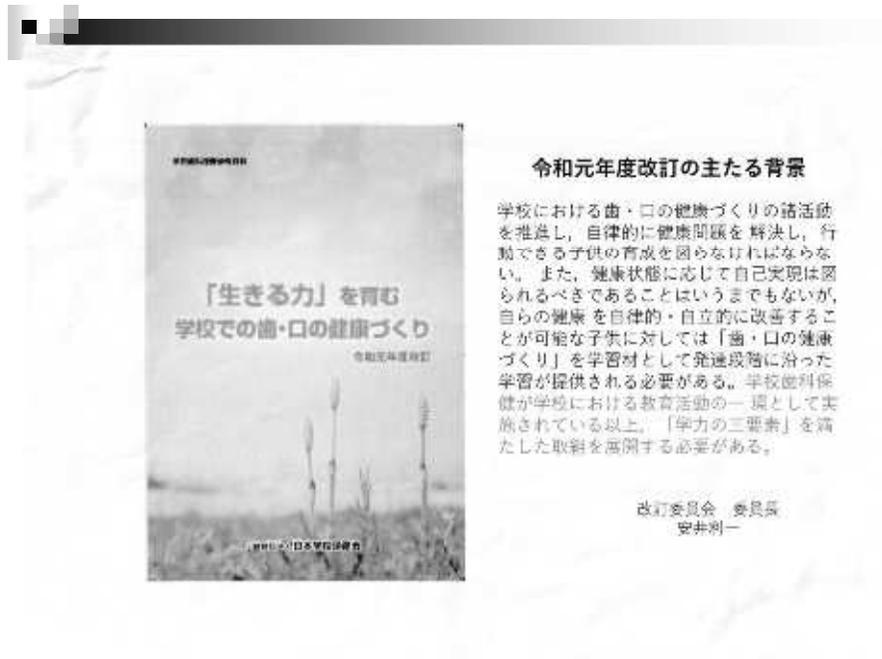
担当している学校の児童生徒の歯・口の健康状態を科学的な根拠に基づき、正しく評価判断し、指導に役立ててほしい。

## 学校保健委員会開催について

学校において、子どもの歯・口の健康づくりを効果的に進めるためには、学校長の学校経営方針や教育課程の中に明確に位置づけ、子どもの歯・口の健康づくりに関わる全ての人々の共通認識や理解のもとで、組織的、計画的、継続的に取り組むことが必要である。

そのための中心的な役割を果たすのが“学校保健委員会”であり、校長、教頭、保健主事、保健体育担当教員、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員などの教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者、地域の保健医療関係者、必要に応じて子どもが意見交換し、協議・研究するとともに、課題解決のための実践活動を行う組織である。

学校歯科保健参考資料「生きる力」を育む学校での歯・口の健康づくり  
発行者 日本学校保健会



# 学校保健委員会

## 学校保健委員会開催について

学校歯科医に対して学校における保健管理、健康教育への真摯な取り組みが求められる

校内研修の重点課題として、校長・研修指導員連絡協議会  
学校保健委員会の設置及び運営の活性化について通達

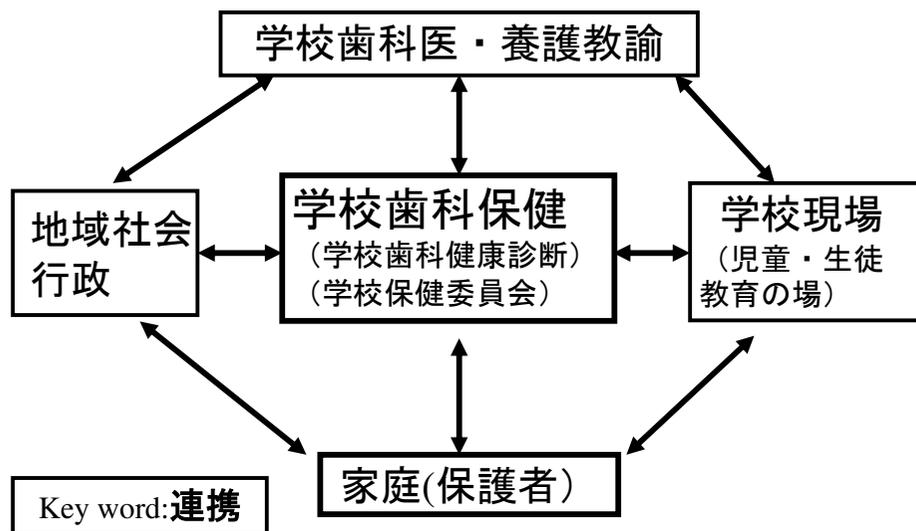
学校歯科保健活動を進めていくうえで  
大切なこと

\*児童・生徒への教育を通して行う

\*地域保健活動の一環（地域社会・行政・学校現場、養護教諭・学校歯科医が連携）として、進めて行う

養護教諭は看護師でなく教師です

## 学校歯科保健活動を推進していくうえで



## 学校保健委員会について 学校歯科保健活動 単独で進めるのは限界

学校歯科保健について家庭、地域社会、学校、行政等が協力しあって活動をすすめるための話し合いの場、連携していく場。

話し合う場 → 実践活動の場

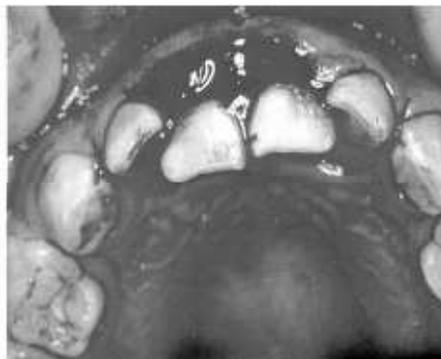
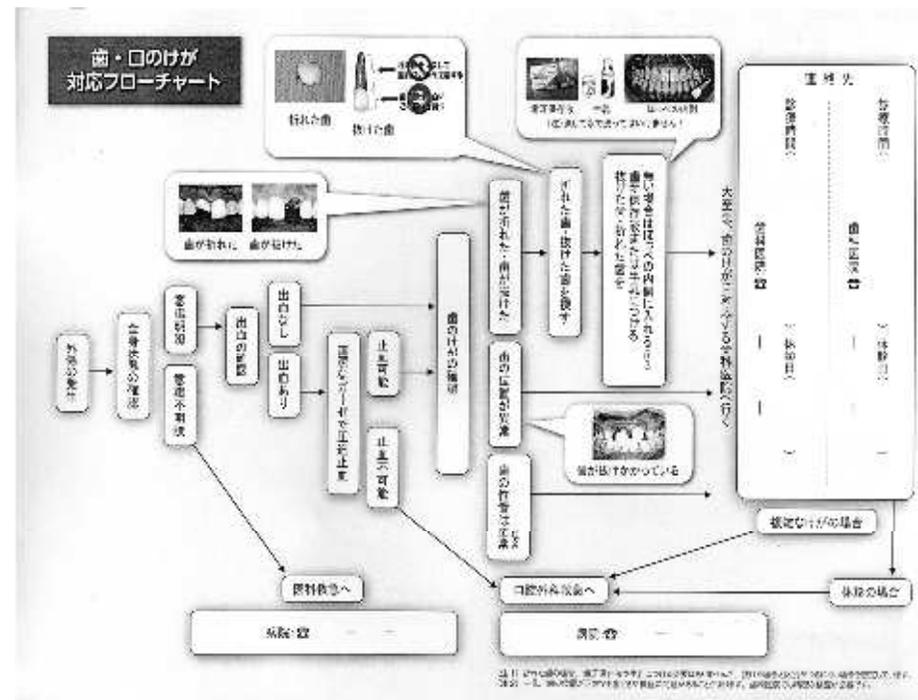
**福岡県内学校保健委員会開催率（平成21年度）**  
 （福岡県学校歯科医会アンケート調査・学校歯科医回答）

小学校 370校中 143校で実施 38.6%  
 中学校 170校中 36校で実施 21.2%  
 高校 69校中 9校で実施 13.0%  
 特別支援学校 0.0%

**沖縄県内学校保健委員会開催率 21年度**  
 小学校 272校中 268校実施 98.5%  
 中学校 154校中 150校実施 97.4%  
 高校 60校中 60校実施 100%  
 特別支援学校 68校中 68校実施 100%

**鹿児島県内学校保健委員会開催率 20年度**  
 小学校 584校中 580校実施 99.3%  
 中学校 262校中 255校実施 97.3%  
 高校 82校中 82校実施 100%  
 特別支援学校 15校中 15校実施 100%

**佐賀県内学校保健委員会開催率 21年度**  
 小学校 175校中 165校実施 94.3%  
 中学校 96校中 89校実施 92.7%  
 高校 36校中 36校実施 100%



口唇裂傷



## 口腔領域における外傷の特殊性

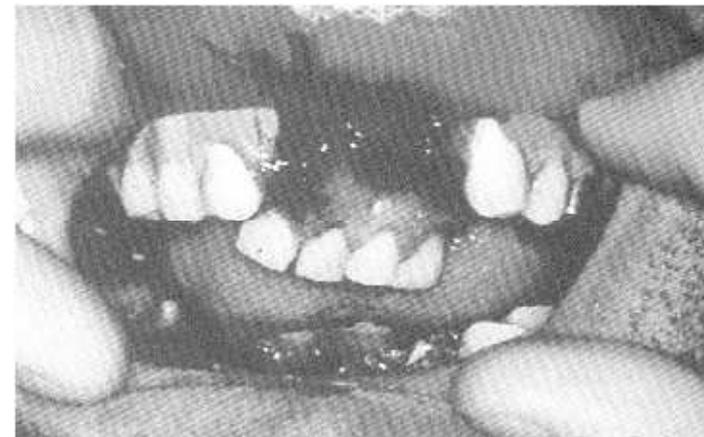
1. 頭部外傷や頸椎損傷などの生命に重大な影響を及ぼす併発損傷がしばしば存在する。
2. 血管に富む領域であるため出血が多い。
3. 歯の破折や脱臼に対する処置を必要とする。
4. 上顎骨骨折や顎骨骨折を伴う場合がある。
5. 審美性に対する配慮を必要とする。
6. 破折歯を含めて、異物の迷入や埋入を伴う場合が多く、創傷部は不潔になりやすい。

## 2 顎骨骨折

### 顎骨骨折の診察ポイント

- ・歯並びや、かみ合わせに異常を認める
- ・歯並びに上下的なステップが生じる
- ・前歯の上下の正中がずれる
- ・口を開いたときに顎が左右どちらかに偏位する

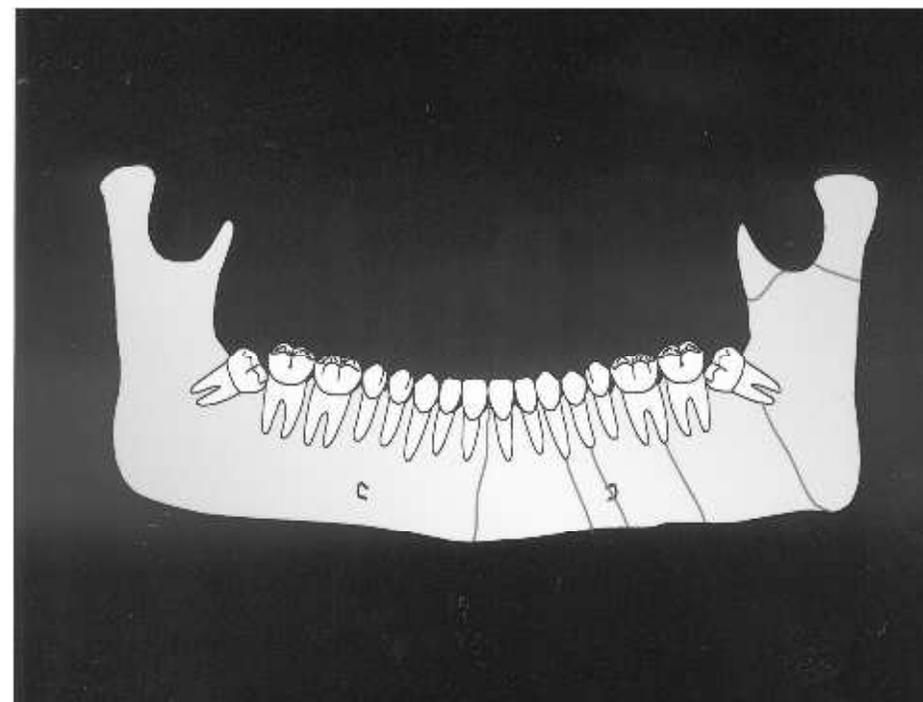
このような症状を認めたときは、  
口腔外科等の医療機関を  
受診する。



## スポーツ外傷による下顎角部の骨折



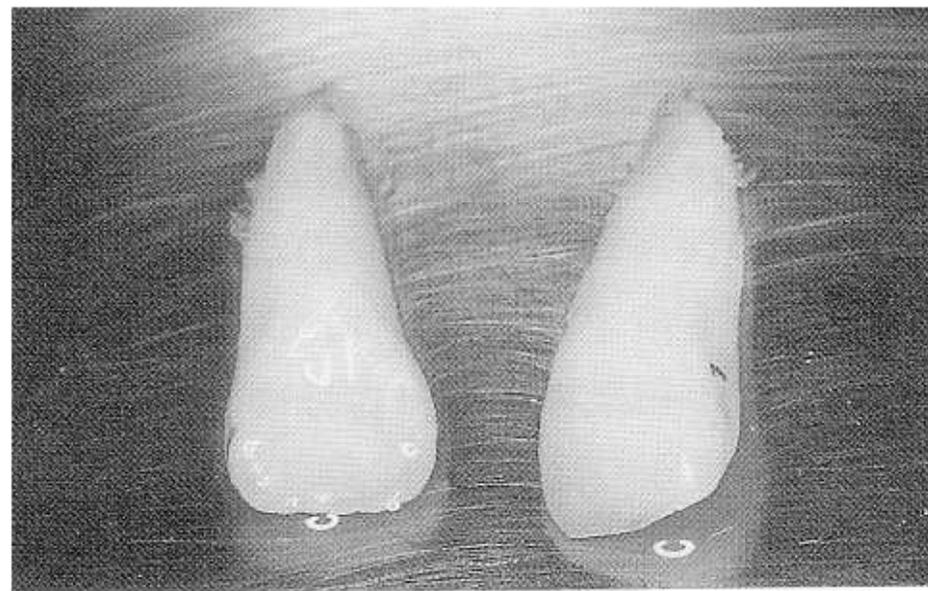
下顎角部骨折の場合は、骨折線上にほぼ100%の確率で埋伏智歯存在している





## 学校での対応

1. うがい  
まずは口をきれいにします。
2. 出血  
出血がひどい時は、脱脂綿やガーゼを噛ませて下さい。
3. 根にさわらない  
抜けた歯を乾燥させない様に保存液(生食水、牛乳など)に浸して、できるだけ早く歯科医院を受診させてください。



脱臼歯牙の保存



歯槽窩の洗浄



歯牙の再植



歯牙の固定



脱落歯の保存には容易に入手でき、しかも歯の保存条件にある程度マッチした市販の牛乳や自分の唾液が有用である。



### 学校での対応

1. うがい  
まずは口をきれいにします。
2. 出血  
出血がひどい時は、脱脂綿やガーゼを噛ませて下さい。
3. 根にさわらない  
抜けた歯を乾燥させない様に保存液(生食水、牛乳など)に浸して、できるだけ早く歯科医院を受診させてください。

# 10. 学校管理下の傷害について理解する

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法)

## 学校管理下の災害による傷害・障害について共済給付

傷害： 歯や口腔等を外力によって傷つけ損なうこと

障害： 傷害の結果、機能の低下や損失を起こした状態

### ① 医療費：医療保険対象の医療費(500点以上)について

医療費給付 一部負担金(3割分)＋見舞金(1割分)

### ② 障害見舞金：3本以上の歯牙障害に補綴

障害見舞金給付 88万円～4000万円(平成31年4月改正)

\*ただし、通学途中の災害による障害は半額給付

■給付の制限 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から**2年間**行わないと、時効によって請求権がなくなる



●●● 学校における ●●●

### 歯・口の外傷 ハンドブック

1	歯・口の外傷の発生状況の概況	2
2	外傷発生の時の対応と歯・口の外傷	3
2-1	外傷発生時の対応	
2-2	外傷発生時に受ける必要のある処置	
2-3	出欠時の対応	
2-4	歯・口の外傷の発生状況	
2-5	補綴給付	5
2-6	歯の外傷	5
2-6-1	外傷の種類	
2-6-2	歯冠折断	
2-6-3	歯根折断	
2-6-4	歯の挫傷	
2-6-5	歯山部への刃刺傷	
2-7	スポーツにおける外傷発生手帳	9
2-7-1	スポーツ外傷発生手帳	
2-7-2	マウスガード	
2-7-3	マウスガードの有無確認	
2-7-4	マウスガードの着用確認	
3	外傷発生の対応(学校管理下の事故等)	12
3-1	学校で起きた事故への対応	12
3-2	校外で起きた事故への対応	13
3-3	保護者及び、学校側からの対応	14
3-4	よくある問と答(FAQ)	15
4	児童虐待の基本的理解と資料的解説	17

